

### 事業者の經營精神

事業者は、先づ第一に、産業の國家的使命を体得し、産業報告の精神に基いてその經營に當らねばならぬ。事業は單に自家の利殖又は幸福の爲にのみ存するのでなく、更に進んで、皇國の發展の爲に存在してゐるのである。同時に事業が重大なる社會的使命を有する所以のものは、多數の従業員を使用するがためである。即ち、事業者は謂はば従業員之父となつてその個人的乃至社會的生活を保護指導すべき責務を有するのである。單に従業員の經濟的方面のみならず、進んでその文化的精神的方面の向上に努め、日本國民たるに相應しき教養訓練を授けねばならぬのである。

### 従業員の勤勞精神

従業員は、先づ、勤勞の神聖なることを自覺し、勤勞報國の精神に基いて精勵努力しねばならぬ。即ち、勤勞は單に自己の生活の爲にのみなされるのではなく、更に進んで、皇國の興隆に貢獻せんが爲になされるのである。

従業員は、須らく産業人としての自己の職分を自覺し、規律を嚴守し、技術を練磨し、智徳を高め、以て事業の發展に協力しねばならぬのである。

- (乙) 勞資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策
- (一) 各事業内に右の指導精神を普及徹底する爲の機關を設くること。